

教育基本法の改定に反対する意見書

中央教育審議会は11月14日、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の中間報告を文部科学大臣に提出した。「報告書」は、教育基本法について、「個人の尊厳」や「真理と平和」「人格の完成」など憲法精神にのっとった普遍的理念は大切にしつつ「重要な教育の理念がなお不十分」だから見直しが必要だとしている。そして、不十分なものとして、「家庭の教育力の回復」「『公共』に関する国民共通の規範の再構築」「日本人として、伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する視点、国際性の視点」などを挙げている。

中央教育審議会は文部科学大臣の諮問を受けて、昨年11月から審議を続けてきたが、この1年間、基本法についての議論は広がりも深まりもほとんどなく、まことに低調なものであった。また、当初から各方面より強く提起されていた「なぜ、いま教育基本法の見直しが必要なのか」という基本的な疑問に対しても「中間報告」は、何らそれにこたえるものになっておらず、むしろ基本法改定が最初にありきという政治的思惑が見え隠れするものである。

言うまでもなく「中間報告」で指摘している新しい理念を教育基本法に加えることによって、陰湿ないじめや学級崩壊、勉強する意欲の低下、他人への思いやりの不足など子どもたちを取り巻く深刻な状態が好転するわけではない。病んでいる「大人社会」を鏡に映し、まずそれを治療するのが先決である。

いま必要なことは、政治的な意図によって法律の文章をいじることではなく、教育基本法が掲げている理念を実現するために、学校現場や子どもを取り巻く実態を徹底的に検証し、教育環境の現状打開のために教育基本法第10条にのっとり具体的な方策を講じることである。

よって、本市議会は、政府が進めている教育基本法の改定には反対するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年12月19日

三鷹市議会議長 吉野博明